

農薬取締法による

農薬の販売・使用の規制

無登録農薬の販売・使用は禁止されています。

また、登録農薬についても使用基準の遵守が義務化されています。

使用者が遵守すべき基準

『農薬使用者の責務』

1. 農作物等に害を及ぼさないこと。
2. 人畜に危険を及ぼさないこと。
3. 農作物等の汚染が生じ、その農作物等の利用が原因となって、人畜に被害が生じないようにすること。
4. 農地等の土壌汚染が生じ、その汚染により汚染された農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
5. 公共用水域の水質汚濁が生じ、その汚濁に係る水の利用が原因となって、人畜に被害が生じないようにすること。

罰則を科す基準

1. 食用作物および飼料作物に農薬を使用しようとする場合は、農薬登録時にさだめられた
 - *適用作物
 - *単位面積当たりの使用量の最高限度および希釈倍数の最低限度
 - *使用時期
 - *使用総回数について遵守を義務としています。
2. 食用作物への適用がない農薬を食用作物に使用してはならない。

散布前に周囲の関係者と十分連絡をとりあって次の点に注意しましょう。

■農薬や家畜糞尿を散布するときは……

- ① 農薬安全使用基準を守りましょう。
- ② 隣接する田・畑（**水稻**、**飼料畑**、**普通作物**、**茶**、**たばこ等**）には十分注意し、**事前に耕作者へ連絡**しましょう。
- ③ 散布は、**風**（風向、風速）の**影響を及ぼさない時間帯**を選んで行いましょう。また、**通学路や通勤・通学時間帯**については、**特に注意**しましょう。
- ④ **飛散防止のため霧なし噴口の使用や飛散カバー等**を利用し飛散をなくしましょう。
- ⑤ 自園周辺の**作物収穫に配慮した散布計画を隣接者と協議・協調**をしながら、**相互利益の尊重**を図りましょう。
- ⑥ 使用した**農薬等の容器**は、ほ場周辺に放置せずに**持ち帰り、回収等により適正な処理**を行いましょう。
- ⑦ **家畜糞尿**を散布したときは、**直ちに耕耘**しましょう。

大崎町農林技術員連絡協議会

【問い合わせ先】

大崎町役場 農政課 TEL 76 - 1111
JAそお鹿児島 大崎支所 TEL 76 - 2111